

平成31年度当初予算（案）

資料 2

1 一般会計

歳入歳出総額 19億72百万円(前年度比 5億67百万円減 22.3%減)

【歳入】

(単位：千円)

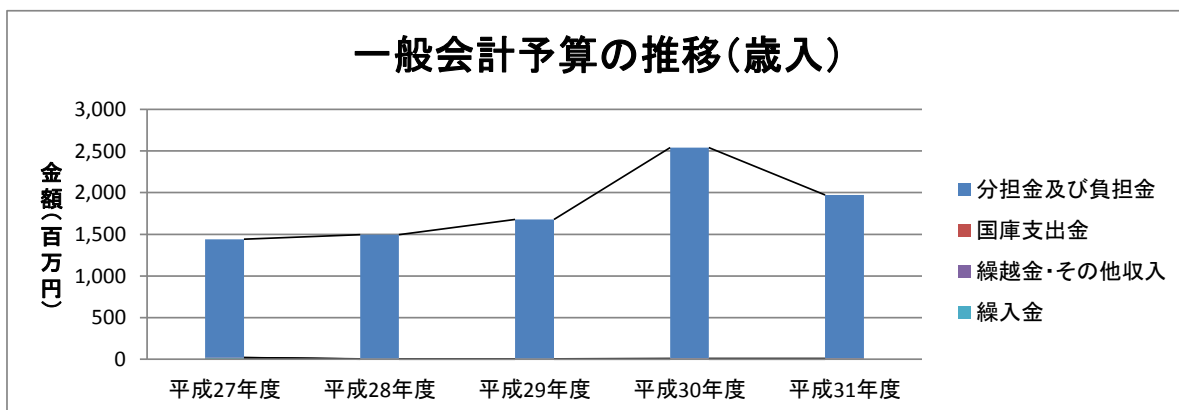
科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
分担金及び負担金	1,963,749	2,531,336	▲ 567,587	市町村事務費負担金 ・医療会計事務費分の減
国庫支出金	6,824	7,128	▲ 304	運営協議会運営経費・広報事業費
繰入金	1	1	0	財政調整基金繰入金
繰越金	1	1	0	
その他収入	2,274	2,062	212	利子収入、雑入
合計	1,972,849	2,540,528	▲ 567,679	

【歳出】

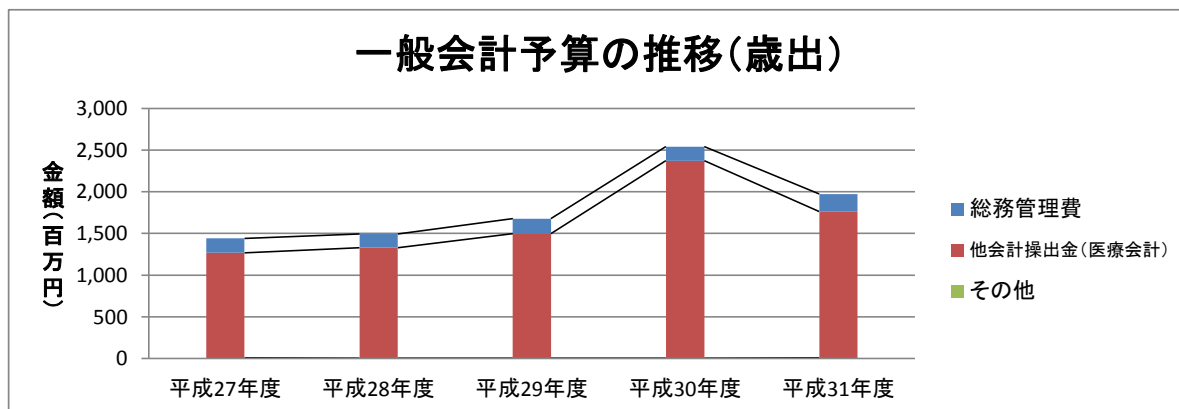
(単位：千円)

科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
議会費	4,807	3,779	1,028	議員費用弁償等
総務管理費	212,637	170,607	42,030	職員人件費、広報事業費等
選挙費	158	148	10	選挙管理委員報酬等
監査委員費	489	374	115	監査委員報酬等
公債費	28	26	2	一時借入金利子
他会計繰出金(医療会計)	1,753,728	2,364,592	▲ 610,864	医療会計事務費分の減
償還金及び還付加算金等	2	2	0	国庫支出金等返還金
予備費	1,000	1,000	0	
合計	1,972,849	2,540,528	▲ 567,679	

一般会計予算の推移(歳入)



一般会計予算の推移(歳出)



2 後期高齢者医療会計

歳入歳出総額 8,618億30百万円(前年度比 264億17百万円増 3.2%増)

【歳入】

(単位：千円)

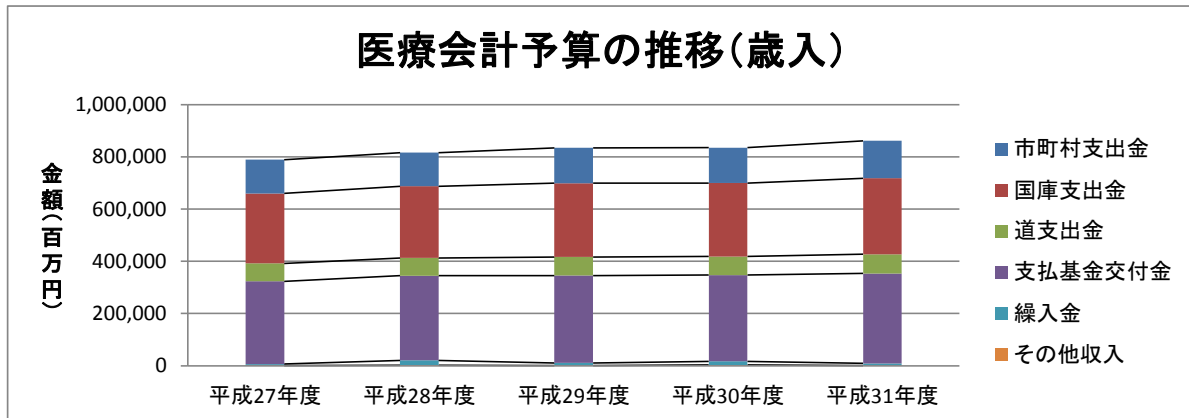
科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
市町村支出金	143,486,558	135,811,473	7,675,085	保険料、療養給付費負担金等
国庫支出金	291,291,648	281,389,008	9,902,640	療養給付費負担金、調整交付金等
道支出金	73,849,240	70,868,599	2,980,641	療養給付費負担金等
支払基金交付金	344,224,993	330,351,298	13,873,695	現役世代からの支援金
特別高額事業交付金	259,635	243,278	16,357	
繰入金	8,703,061	14,144,592	▲ 5,441,531	一般会計及び基金繰入金
繰越金	1	2,580,000	▲ 2,579,999	前年度繰越金
その他収入	15,039	24,918	▲ 9,879	利子収入、雑入
合計	861,830,175	835,413,166	26,417,009	

【歳出】

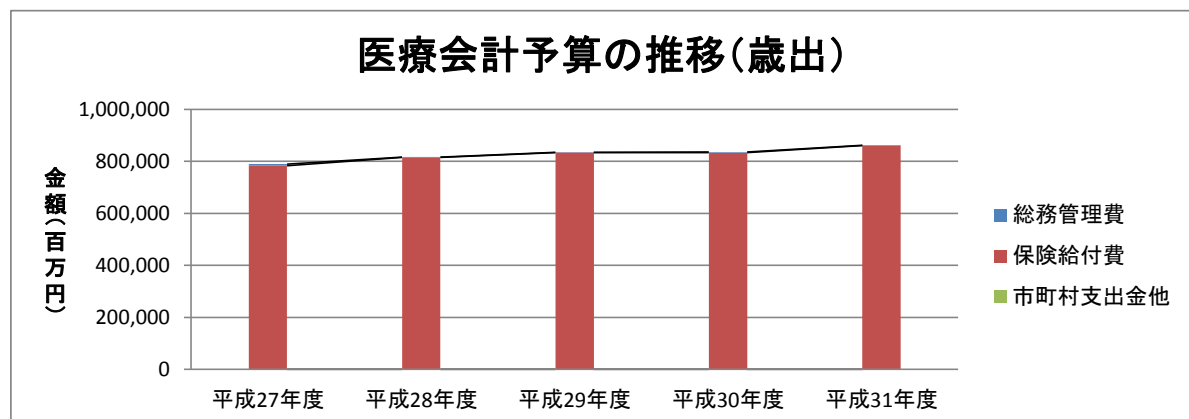
(単位：千円)

科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
総務管理費	1,715,226	2,283,229	▲ 568,003	職員人件費、業務委託費、電算システム費等・標準システム機器更改対応事業に伴う減
保険給付費	859,902,778	832,891,581	27,011,197	療養給付費等
公債費	4,730	4,418	312	一時借入金利子
市町村支出金	154,440	179,851	▲ 25,411	市町村長寿健康増進事業交付金等
償還金及び還付加算金等	51,001	52,087	▲ 1,086	
予備費	2,000	2,000	0	
合計	861,830,175	835,413,166	26,417,009	

医療会計予算の推移(歳入)



医療会計予算の推移(歳出)



平成31年度の主な事業の概要

☆医療費の適正化の推進

■医療費通知事業

《128,546千円》

被保険者に医療費の額等を通知することにより、自らの健康及び後期高齢者医療制度に対する認識を深めることを目的に実施するとともに、通知書裏面を利用し、被保険者の健康の保持増進に役立つ情報等の提供を行う。

■後発医薬品利用差額通知事業

《7,565千円》

被保険者に後発医薬品へ切り替えた場合の自己負担額の差額を通知し、後発医薬品がより安価であることの周知を行い、被保険者及び保険者の医療費負担分の軽減を図る。通知対象者1薬剤あたり差額100円以上の要件を外し、1人当たり200円以上差額のある者に拡大。

☆保健事業の推進（保健事業実施計画関連）

■後期高齢者健康診査事業

《882,903千円》

生活習慣病等の発見の遅れや重症化を防ぐとともに、被保険者が自らの健康状態を確認することにより、適切な療養の維持、生活の質の確保等を行うことを基本的な目的とし実施する。

■歯科健康診査事業

《111,857千円》

口腔機能の低下や肺炎等の疾病の予防、歯周疾患の早期発見により適切な医療へつなげ、生活の質の低下を防ぐことを目的とし実施する。

■低栄養防止・重症化予防等事業

《5,537千円》

高齢者特有の心身機能の低下や生活習慣病等の重症化予防のため、専門職による相談・指導、訪問歯科健診などの取組を実施する。

■保健事業推進強化対策事業

《4,963千円》

市町村、道振興局、医療・介護関係団体の職員等を対象とした研修会を実施する。
また、今年度は、市町村保健事業主管課長会議を開催し、市町村との連携を強化する取り組みを行う。

■データヘルス推進事業

《25,786千円》

PDCAサイクルに沿った第2期データヘルス計画の推進支援業務を実施する。
また、今年度は事業実施マニュアルを作成するとともに、健診等に関する被保険者アンケート調査を実施する。

☆住民への制度の周知

■広域連合広報事業

《32,705千円》

後期高齢者やその家族が本制度に対する理解を深め、安心して制度を利用し必要な医療が受けられるよう、引き続き、制度周知リーフレットの作成・配布や新聞折り込み、ポスターなどの周知広報を実施する。また、HPにより見やすく分かりやすい情報発信を行う。

保険料軽減特例措置の見直しについて

1 現行の保険料軽減特例措置

平成 20 年度の後期高齢者医療制度導入にあたり、円滑的な導入を目的に低所得者、元被扶養者に対する保険料は特例的に軽減措置が続いている状況であった。

＼	政令本則	特例措置
低所得者	7割軽減	9割、8.5割
元被扶養者	5割軽減 (2年間)	5割軽減 (期間制限なし)

平成 28 年度には、社会保障審議会医療保険部会において保険料軽減特例の見直しに係る検討が行われ、低所得者への均等割軽減については、「低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する」とされた。(平成 28 年 12 月 22 日 社会保障改革推進本部決定)

2 見直しの内容について

低所得者に対する軽減特例措置は、9割軽減については H31.10 月分から、8.5割軽減については H32.10 月分から特例措置を廃止し、本則に戻すこととなった。

＼		H31	H32
低所得者	9割	7割 ^{※注1}	7割
	8.5割	8.5割	7割 ^{※注2}
元被扶養者		5割(2年間)	5割(2年間)

注 1：条例上は年間を通じて 8 割軽減として整理。

注 2：条例上は年間を通じて 7.75 割軽減として整理。

3 北海道における影響 (H31 年)

- 見直し対象者数 約 22 万人 (H30 確定賦課ベース)
- 1 人当たり影響額 + 5 千円 (5,000 円⇒10,000 円)

4 その他

- 被保険者からの収入が増加する分、国からの補助金の額は減少するため、収入額全体での増減は生じない。

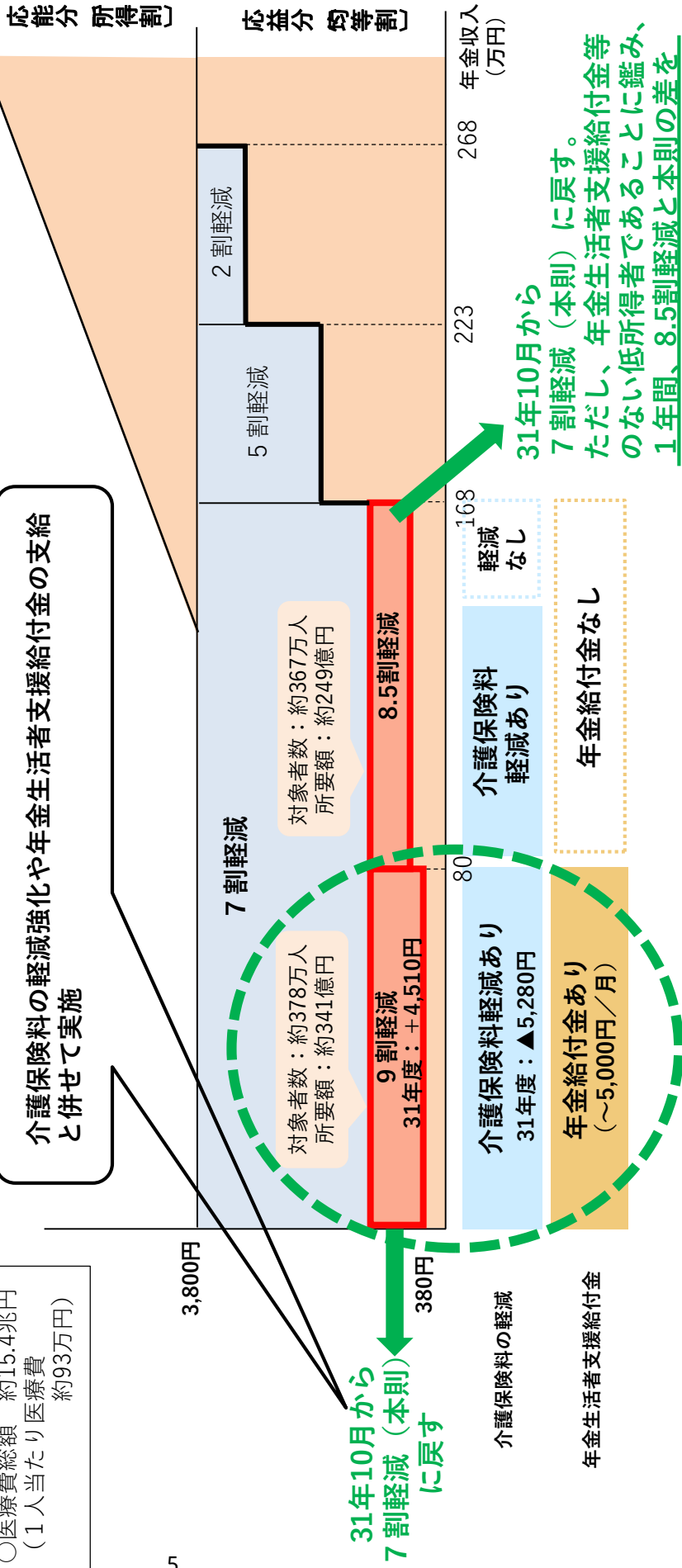
75歳以上高齢者の医療保険料軽減特例の見直しについて

<均等割軽減見直しについてのこれまでの経緯>

「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日 社会保障制度改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）決定）
 (2) 均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。

参考) 後期高齢者医療制度	
○被保険者数	約1,700万人
○保険者数	47
○医療費総額	約15.4兆円
(1人当たり医療費)	約93万円)

介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給と併せて実施



※ 保険料額は、平成30・31年度全国平均保険料率により算出。
 ※ 参考データについて、被保険者数は平成29年度（後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告）、医療費総額及び1人当たり医療費は平成28年度（後期高齢者医療事業年報）。